

序論

序文

スポーツの価値と信頼を守るため、フェアな競技環境を確保することは、最も重要な課題の一つである。国際的には、1999年、各国・地域のスポーツ関係者と政府関係者の協力のもと、公正なアンチ・ドーピング活動の促進を目的に、国際的な機関としてWADAが設立された。2004年、スポーツにおけるアンチ・ドーピングの統一ルールである世界規程が施行され、世界的なアンチ・ドーピング活動の推進体制の整備が行われた。我が国では、2001年9月に財団法人日本アンチ・ドーピング機構（当時）が設立され、国内におけるドーピング検査及びアンチ・ドーピングに関する教育、普及・啓発を実施してきた。

このような中、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）では、2005年に開催された第33回ユネスコ総会において、WADAを中心とした国内及び世界レベルでの協力活動における推進・強化体制の確立を目的としたユネスコ国際規約が採択され、我が国は2006年12月に同国際規約を締約し、同国際規約は、2007年2月に発効した。

2011年6月にスポーツ基本法（平成23年法律第78号）が成立した。同法では、JSPO、JPSA、及びその他の競技団体が開催する競技大会における競技水準の向上や、JOC、JPC、及びその他のスポーツ団体による国際的な規模のスポーツの振興と共に、アンチ・ドーピング活動の推進が位置づけられた。また、2025年の一部改正（令和7年法律第71号）において、第2条第8項に「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ」という文言が追加され、ドーピング防止に関する基本理念が整理された。スポーツ基本法に基づき定められたスポーツ基本計画（第1期：2012年4月～2017年3月、及び第2期：2017年4月～2022年3月、第3期：2022年4月～2027年3月）においても、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上が総合的に取り組むべき施策として位置づけられている。

2013年には独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正され、JSCの業務に「スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務」が追加され、そのひとつとして「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」が挙げられている。

2018年10月には、スポーツ基本法及びユネスコ国際規約の趣旨に則り、我が国で初となるアンチ・ドーピングに関する法律としてスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）（以下「ドーピング防止活動推進法」という。）が施行され、2019年3月にはドーピング防止活動推進法第11条第1項の規定に基づき、アンチ・ドーピング活動に関する意義や基本的事項等が定められたスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「ドーピング防止活動基本方針」という。）が決定された。

近年、国際社会における価値観の多様化や制度に対する信頼の在り方の変化を背景に、アンチ・ドーピング体制においても、透明性、公正性及び説明責任の確保の重要性が一層高まっている。

ドーピング防止活動推進法及びドーピング防止活動基本方針は、これまでの国内アンチ・ドーピング政策及び2015年1月に発効した世界規程の第22.2項において、「各国政府は、本規定の定めに従い、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令、規制、政策、又は行政事務手続を定める」とされたことを背景に、アンチ・ドーピング活動を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的として成立したものである。

ドーピング防止活動基本方針の中では、以下のドーピング防止活動推進法第3条の基本理念に基づいてアンチ・ドーピング活動が推進される旨が明記されている。これは、世界規程において重視される人権尊重及び比例性の考え方と軌を一にするものである。

- 1) スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進を確保する
- 2) ドーピング検査における公平性及び透明性を確保する
- 3) JSPO、JOC、JPSA/JPCなどの国内スポーツ統括団体や、国内競技連盟の自主性及び自律性を確保する
- 4) スポーツの多様性に配慮する

さらに、ドーピング防止活動基本方針においては、ドーピング検査の実施に関して、JADAへの組織的介入の可能性を排除し、公正性及び透明性を確保することの重要性を指摘している。

検査立案、執行の独立性は、世界規程及び国際基準、とりわけ2027年1月に発効する世界規程において強化された要請事項であり、各国・地域のアンチ・ドーピング体制の構築及び運用においても厳格に要求されている。この独立性は、制度の公正性を担保するのみならず、社会からの信頼を確立する上でも不可欠である。2018年7月にWADAが実施した我が国のアンチ・ドーピング体制に対する監査において、国内スポーツ統括団体や国内競技連盟がスポーツ振興くじ助成の申請を担う仕組みが、結果として検査の立案への介入につながる構造となっている点が指摘され、速やかな改善を求められた。このため、我が国の体制を根本的に見直し、JADAが国内スポーツ統括団体や国内競技連盟から介入されることなく、独立した検査立案・実施ができ、また、そのための財源確保ができる体制の確立が喫緊の課題となった。

これを受けて、スポーツ基本法、ドーピング防止活動推進法の理念を踏まえつつ、文部科学省、スポーツ庁、JSC、JSPO、JOC、JPSA/JPC、国内競技連盟、JADAの関係者間の総意により、これらの当事者である団体から独立し、中立性が担保された仕組みのもとで検査及び財源の規模についての基本方針を審議・策定するためのアンチ・ドーピング体制審議委員会が設置され、この運営主体としてJ-Fairnessが設立された。

2025年の改正（令和7年法律第71号）により、ドーピング防止活動推進法第8条に、J-Fairnessが国及びJSC等と共に、相互に連携を図る関係者として明記された。

この結果、アンチ・ドーピング体制審議委員会により決定された検査及び財政規模についての基本方針のもとで、JADAは、他の当事者から介入されることなく、年間の検査計画を立案し、関係法令及び世界規程に従って、検査を実施できる体制が構築された。また、アンチ・ドーピング体制審議委員会は、国内のドーピング検査が、基本方針に沿って適切に実施されているかについての検証を行うことが、その役割として求められている。

また、ドーピング防止活動推進法の基本理念の実現のため、同法及びドーピング防止活動基本方針は、国内のアンチ・ドーピング活動に関連する組織とそれぞれの役割を以下のとおり示している。

- 国は、ドーピング防止活動推進法第5条に基づき、文部科学省、特にスポーツ庁が中心となり、同法の基本理念に則り、アンチ・ドーピング活動を推進する。また、政府はアンチ・ドーピング活動に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置を講じなければならない。
- JSCは、我が国におけるアンチ・ドーピング活動における中核的な機関の1つとして、JADA等の関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動等の実施及び日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用等を通じて、スポーツ競技大会における公正性の確保に努める。
- JADAは、日本アンチ・ドーピング規程を定め、当該規程に基づき、ドーピング・コントロールの計画、調整、実施、監視及び改善指示を行う権限を有し、その責任を負う。また、教育プログラムの計画及び実施並びにインテリジェンス活動等を通じたアンチ・ドーピング活動を行う。
- J-Fairnessは、JADA等と連携して、アンチ・ドーピング体制審議委員会の運営を通じて、国際基準に基づく国内のドーピング検査体制整備に寄与する役割を担う。
- 国内スポーツ統括団体や国内競技連盟は、日本アンチ・ドーピング規程を遵守するとともに、JADAとの協力と連携により、ドーピング検査並びに競技者及びサポートスタッフに対する教育の実施を主体的に取り組む。JSPO、JOC、JPSA/JPCは、それぞれの活動内容及び役割に応じ、本規程の趣旨を踏まえ、主体的に協力を行うものとする。特に、未成年競技者に対しては、必要な規則上の配慮をおこなうものとする。また、アンチ・ドーピング活動の実効性を高める上で、アンチ・ドーピング活動推進担当者の設置に努めるとともに、JSCの実施するアンチ・ドーピング活動にも協力する。そして、主体的かつ積極的にアンチ・ドーピング活動に取り組むよう努める。
- WADA認定分析機関は、ドーピング検査における検体分析を行う。

上記の組織においては、その役割を果たすとともに、連携・協働しながら国内アンチ・ドーピング活動の推進を行う。

これらのアンチ・ドーピング体制は、国際的な動向や社会環境の変化を踏まえ、継続的に見直し及び改善が行われてきたものであり、今後もその実効性及び信頼性を確保するために不断の進化が求められる。

権限及び役割

我が国が締約しているユネスコ国際規約の要請事項を踏まえ、JADA、J-Fairness及びJSCは、スポーツ庁と連携し、それぞれの役割に応じて、スポーツのインテグリティを保護し、促進し、発展させる取り組みを行う。

JADAの権限

JADAは、我が国における国内アンチ・ドーピング機関として、本規程の管理及び規程遵守状況の監視について責任を負い、以下の権限を有し、責任を負う。

- ・ 国内アンチ・ドーピングプログラムの計画、実施、モニタリング、評価
- ・ 教育プログラムの計画、実施、モニタリング、評価
- ・ ドーピング・コントロールにおける計画、調整、実施
- ・ 検体の分析によらないアンチ・ドーピング規則違反の取り扱いに関わるドーピング調査等の実行
- ・ 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性の積極的な追及、及び措置の適切な執行の確保
- ・ 国内の関係する機関・機構及びその他のアンチ・ドーピング機関との協力
- ・ アンチ・ドーピング研究の促進

J-Fairnessの役割

J-Fairnessは、中立かつ独立性を確保したアンチ・ドーピング体制を整備・推進することの重要性を踏まえ、以下の役割を有し、責任を負う。

- ・ アンチ・ドーピング体制審議委員会の運営
- ・ アンチ・ドーピング体制審議委員会におけるドーピング検査の基本方針等の審議・策定
- ・ JSC、国内スポーツ統括団体、国内競技連盟等と連携・協働のうえ、必要な財源の確保、及びアンチ・ドーピング体制の整備・推進

JSCの役割

JSCは、日本のスポーツ振興及びスポーツのインテグリティの推進における中核的な機関として、関係機関と連携し、アンチ・ドーピング及び本規程に関連し、以下の役割を担う。

- ・ 日本のアンチ・ドーピング活動が世界規程、国際基準に準拠するよう支援
- ・ 検体の分析によらないアンチ・ドーピング規則違反に関する情報収集及び行政機関等との情報共有等

によるドーピング調査支援

- 日本アンチ・ドーピング規律パネルの運営

本規程

日本アンチ・ドーピング規程は、世界規程及び国際基準に完全に適合している。本規程を支持する国内アンチ・ドーピング・プログラムの目的は、次のとおりである。

- ・ クリーンなスポーツ環境の保護、醸成及びスポーツのインテグリティを維持する。
- ・ ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって競技者の健康、公平及び平等を促進する。
- ・ スポーツの価値を守ることを通じて、スポーツが社会課題の解決や平和の実現に資する営みとして適切に機能する基盤を確保する。
- ・ ドーピングの予防に関して、国際及び国内レベルにおいて、調和と協調がとれた、実効性のあるアンチ・ドーピング・プログラムを確保する。これには以下を含む。

教育一意図的及び意図的でないアンチ・ドーピング規則違反を予防するために、啓発し、情報を伝え、コミュニケーションを取り、価値観を浸透させ、生活スキル及び判断能力を開発すること。

抑止一強固な規則及び制裁措置が設けられ、すべての関係者にとって重要であることを確保することによって、ドーピングを行う可能性のある者を思い止まらせること。

検出一効果的な検査及び調査体制は、抑止効果を高めるのみならず、ドーピング行為に傾倒する者の当該行為からの離脱を促進するとともに、アンチ・ドーピング規則違反を行う者を捕捉することにより、クリーンな競技者及びスポーツの精神を保護するのに効果的である。

研究活動一ドーピングの手法及び禁止物質の変化に対応し、科学的根拠に基づく検査及び分析技術の向上並びにアンチ・ドーピング活動の発展に資する知見を創出するとともに、科学的根拠に基づく施策、教育、検査及び制度の継続的な改善につなげること。

執行一アンチ・ドーピング規則違反を行ったと認定された者に裁定を下し、制裁措置を課すこと。

法の支配一すべての関係者が本規程及び国際基準に服することに合意したこと、並びに当該関係者のアンチ・ドーピング・プログラムを適用するにあたって講じられたすべての手段が本規程、国際基準、比例性の原則及び人権を尊重するものであることを確保すること。

国内アンチ・ドーピング・プログラム

JADAは、世界規程の署名当事者であり、またユネスコ国際規約の締約国である日本国がその義務を履行するため、ユネスコ国際規約第7条に規定された我が国における国内アンチ・ドーピング機関として2007年に文部科学省により指定された機関である。ドーピング防止活動推進法及びドーピング防止活動基本方針に基づき、JADAは世界規程に従って本規程を定め、本規程に基づく活動を行う権限を有し、その責任を負う。また

世界規程第20.5.1項に従い、JADAは、とりわけ、その運営上の判断・活動がスポーツ及び政府から独立しているために必要な権限を有し、責任を負う。

これは、JSPO、JOC、JPSA/JPC、国際競技連盟、国内競技連盟、主要競技大会機関、JSC、J-Fairness又は政府の経営又は運営に同時に関与している人による運営上の判断・活動の禁止を含み、これに限られない。

本規程の適用範囲

本規程は以下に適用されるものとする。

- (a) JADA。その理事会構成員、理事、役員及び特定の職員、並びに委託された第三者及びその職員であって、ドーピング・コントロールの側面に関与している者を含む。
- (b) 日本の国内競技連盟。その理事会構成員、理事、役員及び特定の職員、並びに委託された第三者及びその職員であって、ドーピング・コントロールの側面に関与している者を含む。
- (c) 日本アンチ・ドーピング規律パネル、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）、JSPO、JOC、JPSA/JPC
- (d) 次に掲げるすべての競技者、サポートスタッフその他の人（要保護者を含む。また、当該人が日本の国民又は居住者であるか否かを問わない。）なお、これらについては、その年齢、状況及び立場を踏まえ、本規程に基づく手続きが適切に運用されるものとする。
 - (i) 日本の国内競技連盟、又は日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関（クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。）の会員又はライセンス保持者であるすべての競技者又はサポートスタッフ
 - (ii) 競技大会、競技会その他日本の国内競技連盟若しくは日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関（クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。）により主催、開催、授権若しくは承認された活動（開催地を問わない。）に、競技者又はサポートスタッフの立場において参加する、すべての競技者及びサポートスタッフ
 - (iii) 認定、ライセンスその他契約上の取り決めにより、アンチ・ドーピングの目的のために、日本の国内競技連盟又は日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関（クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。）の権限に服する、その他の競技者、サポートスタッフ又はその他の人、並びに
 - (iv) 国内競技連盟に関連性を有さない国内競技大会又は国内リーグの主催者により主催、開催又は授権された活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフ（いかなる立場において参加するかを問わない。）
 - (v) レクリエーション競技者
- (e) 世界規程がJADAに権限を付与する他のすべての人。日本国民又は国内に居住するすべての競技者、及び競技目的、訓練目的等を問わず、日本に所在するすべての競技者を含む。

上記に掲げる競技者、サポートスタッフ又はその他の人は、日本におけるスポーツへの参加又は関与の条件として、本規程を受諾し、これに同意し、かつ本規程（その違反のための措置を含む）を執行するJADAの権限に服したものとみなされ、また、本規程に基づき提起された事案及び不服申立てを聴聞し、決定する上で第8条及び第13条が規定する聴聞パネルの管轄に服したものとみなされる。

[解説：世界規程が、競技者又はサポートスタッフ以外の人について、世界規程に拘束されることを義務づける場合には、かかる人は当然検体採取又は検査の対象とならず、また禁止物質又は禁止方法の使用又は保有のために世界規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反を追及されない。むしろ、かかる人は世界規程の第2.5項（不正干渉）、第2.7項（不正取引）、第2.8項（投与）、第2.9項（違反関与）、第2.10項（特定の対象者との関わり）及び第2.11項（報復）の違反のために制裁の対象となるに過ぎない。また、職員が世界規程に拘束されることを義務づけるか否かは適用法令次第である。

JADAは、本規程の第23条に従い、その理事会構成員、理事、役員及び特定の職員、並びに委託された第三者及びその職員（雇用、業務委託その他の形態を問わない）との取決めが、当該人のうち誰が本規程に拘束され、本規程を遵守することに合意し、そして、アンチ・ドーピング事案を解決するJADAの権限に合意するのかということに従って組み込まれる明示的な条項を有することを確保するものとする。]

上記に定める競技者のプール全体において、本規程に拘束されこれを遵守することが義務づけられる者のうち、次の競技者は本規程の目的において国内レベルの競技者とみなされ、よって国内レベルの競技者に適用される本規程の具体的な規定（例えば、検査、TUE、居場所情報、及び結果管理）が当該競技者に適用される。

本規程において、日本国内の競技者レベル区分は最低限以下を含むものとする。

(a) 国際レベルの競技者：

国際レベルにおいて競技する競技者であって、その国際競技連盟によって国際レベルであると分類される競技者（付属文書1を併せて参照すること）

(b) 国内レベルの競技者：

以下のいずれかに該当する、国際レベルの競技者ではない競技者

- JADAによって登録検査対象者リスト又は検査対象者リストに登録された競技者
- JADA が別途指定する対象競技の対象競技会リストに掲出される競技会において競技する競技者

(c) レクリエーション競技者：

レクリエーションレベルにおいて競技するとJADAが認める競技者、すなわち、競技者のうち、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間以内に、以下のいずれにも該当したことの無い競技者

(i) 国際レベルの競技者

- (ii) 国内レベルの競技者
- (iii) オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人
- (iv) 国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リスト若しくは他の居場所情報リストに含まれた人